

「動物の愛護及び管理に関する法律」をご存知ですか？

2002年3月25日

弁護士 石井逸郎

現在、多くの人々が、単なる観賞用・愛玩用にとどまらず、家族の一員、あるいは人生の伴侶として、ペットを飼っています。今日、「コンパニオン・アニマル」と称されるゆえんです。ところで、法律で、こうしたペットはどう扱われるかということ、実は、単なる動産の一つとして扱われます（民法86条、195条参照）。ですから例えば、債権者は、債務者の大切にしているペットを差押えることが、差押禁止動産とされていない以上、可能なのです（民事執行法131条参照）。ちなみに、ドイツの民法では、動物は物ではない、人の同類である、との規程が設けられています（1990年8月改正、90a条）。

しかしながら、我が国でも、「コンパニオン・アニマル」としてのペットの広がり、一方、ペットを遺棄する飼い主の無責任さや、動物を虐待する事件も散見され、特に、未だ記憶に生々しい神戸市の児童殺傷事件の少年に動物虐待歴があったこと等も背景に、動物を単に「物」として扱うのではなく、「愛護する気風」（1条）を広げることの重要性が再認識され、従前の「動物の保護及び管理に関する法律」（以下、「旧法」と言う。）について、平成11年12月、「動物の愛護及び管理に関する法律」へと改正されました（平成12年12月施行）。

この法律は、動物が命ある存在であることを強調して、「人と動物の共生」（2条）を呼びかけ、ペットを飼育する者の責任について、特に動物由来感染症の予防を明記する等してこれを強化し（5条）、ペット販売業者についても適正な飼養又は保管の方法を飼い主に理解させる義務を定め（6条）、販売業者以外の、ペットホテル業者やレンタル業者等、各種「動物取扱業」を営む者についてもその責任を定める（11条、総理府令第73号）等

して、動物を取り巻く関係者の責任を明確にしています。また、動物をみだりに殺傷した場合、旧法では3万円以下の罰金だったのが、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられることとなり（27条1項）、ペットを遺棄した場合についても、旧法では3万円以下の罰金だったのが、30万円以下の罰金へと刑が引き上げられました（27条3項）。

動物はロボットではありませんから、当然、病気にもなり、時に、それは人に感染し、しかも命まで奪うこともあります。ストレスをためて、獰猛になることもあるでしょう。この点、動物愛護の精神の欠如が、ペットの病気等健康状態に対する無理解にもつながるし、面倒くさくなれば遺棄するという無責任さにもつながる、というのがこの法律の問題意識の一つです。この原稿を書いているときにも、ペットのドーベルマンが、花見の会場で、5歳の男の子に飛びかかり右耳をかみきったというニュースが入りました（朝日新聞本年3月25日付け朝刊）。一見獰猛そうなドーベルマンでも、ストレスをためることなく、適正に飼養されるならば、通りがかりの人にむやみに噛みつくことはないと言われていました。また最近では、松江市も運営主体である鳥と花の公園「松江フォーゲルパーク」で、従業員や一般入園者にオウム病の集団感染が発生し、市は損害賠償等の対応に追われているというニュースもありました。鳥と気軽に触れ合える体験型施設としてのコンセプトは有意義ですが、鳥のオウム病感染のチェックを怠った市のずさんさはやはり問題でしょう。

この法律の動物愛護の精神が、社会全体に行き渡り、動物の命、そして、人の命が尊重され、この法律の目指す「人と動物の共生」する社会を実現したいものです。